



令和8年7月30日

午後2時

新規狩猟免許取得者に対する補助の追加募集を行います

有害鳥獣捕獲の担い手確保のため、新規に狩猟免許を取得する人を対象に、免許取得や猟銃など購入のための必要経費の一部を補助します。

1 受付期間 8月3日（月）から10月30日（金）まで

2 対象者

- (1) 市内に住所を有する人
- (2) 第一種銃猟免許および猟銃の所持許可またはわな猟免許を新規に取得する人
- (3) 狩猟免許の取得後に市内の猟友会に入会し、かつ市の有害鳥獣対策事業に従事する人。またはその見込みがある人。
- (4) 現在猟友会に所属している人

3 補助金額

- (1) 第一種銃猟免許および猟銃所持許可取得経費の10分の10以内の額（上限額9万円）
- (2) わな猟免許取得経費の10分の10以内の額（上限額1万4千円）
- (3) 猟銃および保管庫購入費用の2分の1以内の額（上限額10万円）

※交付決定前に支払った経費は補助の対象になりません

4 申込先 本庁林政推進課、各支所産業建設課

問い合わせ先

〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号

農林部林政推進課森林保全・獣害対策係 主事 千葉

電話：(0191)21-8438（ダイヤルイン）

FAX：(0191)21-4211

メールアドレス：rinseisuishin@city.ichinoseki.iwate.jp